

# 船舶事故調査報告書

平成30年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成29年9月27日 05時30分ごろ
発生場所	福井県小浜市松ヶ崎北東方沖 <small>のこぎり</small> 鋸 崎灯台から真方位064° 2.1海里付近 (概位 北緯35°33.7′ 東経135°42.0′)
事故の概要	漁船西福丸は、南南西進中、定置網に進入し、定置網が損傷した。
事故調査の経過	平成29年10月4日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 西福丸、3.77トン
船舶番号、船舶所有者等	FK3-8057（漁船登録番号）、個人所有 第251-7893号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼に曲損 定置網 道網部のアンカーロープに切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時 日出時刻：05時46分
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、法定灯火を表示し、小浜湾の係留地に向けて小浜市内外海半島北岸沖を南南西進中、‘若狭蘇洞門西方沖に設置された定置網’（以下「本件定置網」という。）に進入し、航行不能となった。</p> <p>船長は、ふだん、本件定置網の北方沖を航行していたが、本事故時、風が吹き始めて時化てきたので、波が穏やかな陸岸寄りを航行し、本件定置網と陸岸との間を通過して帰航することとした。</p> <p>船長は、本件定置網付近海域の地形をよく知っていたので、目測で船位の見当を付けて航行していた。</p> <p>本件定置網は、南端を示すブイに灯光表示がなかった。</p>
分析	本船は、本件定置網と陸岸との間を通過して帰航する際、船長が、目測で船位の見当を付け、船位の確認を適切に行っていなかったことから、本件定置網に進入し、本件定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、本件定置網と陸岸との間を通過して帰航する際、船長が船位の確認を適切に行っていなかったため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 夜間、定置網等航行の支障となる障害物が存在する海域を航行する際には、目測のみに頼らず、GPSプロッターを使用して船位の確認を行うこと。
- ・ 定置網のブイには標識灯を設置することが望ましい。